

佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車の普及を促進することにより地球温暖化の防止を図るとともに、災害時等に非常用電源として利用することにより災害に強いまちづくりに寄与するため、電気自動車の購入経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とする自動車であつて法第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたものをいう。
- (2) 国の補助金 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」、「災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」又は環境省が実施する「再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業」において交付される補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 市内に住所を有し、市税等を滞納していない者
- (2) 国の補助金の交付を受けて電気自動車を購入する者
- (3) 自動車検査証に記載されている電気自動車を購入し、自らが継続して使用する者
- (4) 市内に事業所又は代理店を有する者から電気自動車を購入する者

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は、次の表

のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
電気自動車本体の購入費用	国の補助金の2分の1以内	20万円

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、電気自動車の導入台数にかかわらず1世帯若しくは1法人につき1回限りとする。

(交付申請書等)

第5条 規則第3条に規定する申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条及び第12条の規定により前項の申請書兼実績報告書に添付して提出する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 国の補助金の交付を受けることが確認できる書類

(3) 市内に事業所又は代理店を有する者から電気自動車を購入したことが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付申請期限)

第6条 補助金の交付申請の期限は、国の補助金の額が確定した日の翌日から起算して90日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日までとする。

(確定通知等)

第7条 規則第6条及び第13条の規定による通知は、佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)によるものとする。

(補助金の請求)

第8条 規則第14条に規定する補助金等交付請求書は、佐久市電気自動車購入促進事業補助金交付請求書(様式第3号)によるものとする。

(財産の処分制限)

第9条 補助対象者は、補助金の交付を申請した日の属する年度の翌年度から起算して4年以内に、補助対象電気自動車を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の

承認を得なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。